

(件 名)

## 行政手続の見直し方針

(DX推進プロジェクトチーム 静岡県庁デジタル推進部会)

(要 旨)

県民の利便性の向上及び行政サービスの効率化を図るため、県に裁量がある行政手続について、押印等の規制を見直し、オンライン申請が可能となる環境整備を行う。

### 1 見直しの概要

#### (1) 目 的

行政手続の見直し(業務プロセスの再検討を含む。)に取り組むことにより、手続のオンライン化及び手続の簡素化を推進し、県民の利便性の向上及び行政サービスの効率化を図る。

#### (2) 対象手続

県に対して行われる申請、届出等の手続について、県の裁量により様式、提出方法を定めているもの(手続者本人と第三者の間でやりとりする様式を定めている手続も含む。)

ただし、会計に関する書類(入札書、契約書、請書)又は個別の契約書等(協定書、覚書、協議書等の契約に準ずる手続)により個別の手続様式を定めているものについては、今回の見直しの対象外とする。

#### (3) 見直し期限

令和3年3月31日までに必要な改正手続を行う。

ただし、関連する法令等の改正と整合性をとる必要がある場合は、この限りではない。

### 2 見直し方針

#### (1) 様式の見直し

##### ア 押印の見直し

押印を求める行政手続については、押印の必要性を厳しく検証し、押印の義務付けを廃止し、原則として記名により手続を行うこととする。

具体的には、押印の義務付けが押印を求められている趣旨に合致したもののか、押印を他の手段により代替することが可能か、求めている押印の種類(印鑑証明付きの実印であるか、認印であるか等)、行政手続等の内容・目的・趣旨等を踏まえた上で、押印の義務付けが廃止できないか検討する。

【注1】「記名」とは、氏名（代表者名）を印字、スタンプ等自署以外の方法で記載すること。「署名」とは、氏名（代表者名）を自署すること。

【注2】印鑑の用語

登記印…法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑。

登録印…印鑑登録制度において登録した印鑑（＝実印）、銀行口座開設時に届け出た印鑑（＝銀行印）、その他特定の事務で使用されるものとして登録した印鑑。

認 印…印鑑登録を要しない印鑑（種類を問わない）。

(ア) 押印の必要性の検証

a 押印が求められている趣旨と合致しているかの検討

押印が求められている趣旨として以下の3点が挙げられるため、それぞれ合理性を検討し、押印を見直す。

(a) 本人確認（文書作成者の真正性担保）

この場合、本人確認のための手法は他にも多数ある上、特に実印による押印でない場合には本人確認としての効果は大きくないことに留意することが必要である。

(b) 文書作成の真意の確認

この場合、本人確認がなされれば通常の場合には不要であると考えられることに留意することが必要である。

(c) 文書内容の真正性担保（証拠としての担保価値）

この場合、実印でない押印の意味は必ずしも大きいと言えないこと、文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価されることに留意することが必要である。

令和2年5月22日規制改革推進会議議長から各府省への依頼文書から引用

b 行政手続等の内容・目的・趣旨等により押印不要と考えられるもの

(a) 対象が不特定の者で、押印を求めてまで本人確認をする必要がない。

例：県有施設の利用申込、講習等の申込、受験入学願書、県機関による試験・検査・指導等の申込、縦覧閲覧申請 など

(b) 単に事実や状況の把握のみを目的としている。

例：各種届、履歴書、実績報告、収支報告 など

(c) 県と継続的な関係を有し、当該本人からのものかどうか明らか。

例：変更/更新申請、書換え交付申請、

(d) 当該本人であることの確認が、一連の手続の過程（添付書類、本人

確認等) で公的証明書の提示等他の手段により可能。

例：免許申請、指定管理者申込 など

(e) 県内部の手続

【注3】 行政手続が継続的な関係の中で行われる場合には、押印を求める必要性が低いことに留意する必要がある。

令和2年5月22日規制改革推進会議議長から各府省への依頼文書から引用

c 押印の代替手段の検討

押印を見直した際に、押印が求められている趣旨を、以下のような方法により代替しうる場合、押印を見直すことができる。

- ・ 継続的な関係がある者の電子メールアドレスや既登録電子メールアドレスからの提出
- ・ 本人であることが確認された電子メールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる）
- ・ ID/パスワード方式による認証
- ・ 本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真のPDFでの添付
- ・ 他の添付書類による本人確認
- ・ 電話やウェブ会議等による本人確認
- ・ 押印のなされた文書のPDFでの添付
- ・ 署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等）
- ・ 実地調査等の機会における確認

令和2年5月22日規制改革推進会議議長から各府省への依頼文書から引用

(イ) 署名又は押印が必要な場合の対応

当該行政手続の内容・目的・趣旨等に照らして、押印を求めることに合理的理由があり、他の手段により代替することが困難な場合は、記名式によらない手続をとることができることとする。このとき、押印を求める場合であっても、可能な限り署名との選択制をとることとする。

なお、これまで「署名又は記名押印」を求めてきた手続について、「署名」のみを求めることは、手続者の選択肢を狭めるものであることから、原則として行わないこととする。

### ＜合理的理由があると判断される場合＞

- ・ 本人の意思確認を強く求める手続  
同意書、誓約書、委任状、承諾書 など
- ・ 第三者による証明  
医師による診断書、各種証明書 など

### (ウ) 押印が真に必要な場合の対応

#### a 高度な本人確認が必要な場合

実印でない押印の証拠としての担保価値は必ずしも大きくないため、原則として、実印による押印とともに印鑑証明の提出を求めることとする。

例：借用書、入札参加資格申請 など

#### b 第三者の求めによる場合

法務局に提出することを前提とした登記関係の書類や、金融機関に提出することを前提とした貸付金等の書類など、県以外の第三者への提出を前提としている手続については、相手方の求めに合わせるものとする。

例：登記に必要な書類、金融機関に提出する書類 など

### イ 記載項目の見直し

手続の審査等に不要な項目や、添付書類又は一連の手続において確認可能な項目については、当該項目を削除することとする。

### (2) 添付書類等の見直し

#### ア 添付書類の省略

手続の審査等に不要なものや、他の添付書類又は一連の手続において確認可能なものについては、様式への添付の義務付けを見直すこととする。

#### イ 複写情報の活用

当該行政手続の内容・目的・趣旨等に照らして、様式又は添付書類の内容、手続における重要性及び改ざん可能性を考慮した上で、可能な限り原本に替わり写し（画像情報を含む。）の提出を認めることとする。

【注4】複写（画像情報を含む。）を利用する場合に当たっては、複写したものに「原本の写しに相違ない」旨の記載及び署名等を手続者本人に求めることや、電子申請において、「原本の写しに相違ない」旨のチェック欄を設けることにより、原本性を手続者に確認する方法がある。（令和2年11月4日 法律相談により確認）

### (3) 提出方法の見直し

#### ア 「ふじのくに電子申請サービス」等の電子申請の推進

当該行政手続の内容・目的・趣旨及び手続者の性質、件数等に照らして、優先度を考慮の上、「ふじのくに電子申請サービス」等を利用した申請を行える環境を整備すること。

その際、必要に応じ、静岡県行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例による、電子申請サービスを利用するに当たって必要となる規定を手続所管所属において整備すること。

なお、手続のオンライン化（電子申請サービスの利用等）については電子県庁課にあらかじめ相談すること。

【注5】静岡県行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（平成16年12月24日条例65号）第3条により、条例又は規則に基づき書面による手続が求められる場合であっても、県の定めるところにより、電子申請サービスを利用した手続により、書面により行われたとみなすことができるとしている。

【注6】ふじのくに電子申請サービスに関するマニュアル等  
SDO ⇒ 「SDOの手引き」 DB⇒ 「電子申請」  
⇒ 「01.全般」、「02.マニュアル・各種資料」

#### イ メール等による手続の推進

対面による手続が求められるものについては、郵送、オンライン面談、電子メールによる送信等、対面を回避する手段を検討すること。

また、押印の見直し等により、電子メールでの申請が可能となったものについては、積極的に電子メールを利用すること。

なお、受付件数の多い手続については、とりまとめ作業の省力化を図るため、電子申請サービスの積極的な利用を検討すること。

### (4) その他の留意点

- ・ 今後、新しく規則、要綱、要領等を策定し、手続方法を定める場合は、当方針を十分留意すること。
- ・ 市町等に対し、手続方法を定めている規則等についても、同様の見直しを検討すること。
- ・ 現在、実態として運用しておらず、今後も運用予定のない要綱、要領等は、直ちに廃止を検討すること。

### 3 今後のスケジュール

- ～1月14日 見直しに向けた調査及び電子申請に関する調査（2次調査）
- ～3月2日 規則、要綱の一括改正に必要な資料を、所管所属において個別に法令審査を受けた後、部局ごとにとりまとめて、経営管理部長あて一括改正依頼書を提出する。
- ～3月31日 各所属で対応可能な要綱等について必要な改正を行う。  
法務文書課に必要な規則等については、一括改正を行う。